

転入

に関連するおもな手続き

 下記にあてはまるものがないか 確認してみましょう	1 手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍 マイナンバーカードをお持ちの方 前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方 印鑑登録が必要な方	カードの継続利用(住所変更) マイナンバーカードは再申請が必要 印鑑登録	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・交付申請書 ・写真 ※受付窓口でご相談ください		① マイナンバー ③ 住所・戸籍	
保険 年金 国民健康保険に加入する方 →70 歳から 74 歳までの方 →世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方 →転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方 →各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書)が必要な方 75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方 →北海道外から転入した方 →各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書)が新たに必要の方 年金を受給中の方	・国民健康保険の加入 ・国民健康保険資格確認書等の交付 ・収入の申告 ・国民健康保険の加入 ・国民健康保険資格確認書等の交付 保険料の軽減有無確認 ・国民健康保険の加入 ・国民健康保険資格確認書等の交付 ※資格喪失日より 1 4 日以内 ・国民年金の加入(20 歳から 60 歳未満) ※資格喪失日より 1 4 日以内 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請 後期高齢者医療資格確認書等の交付 負担区分の確認 ・後期高齢者医療資格確認書等 ・特定疾病療養受療証 年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ	(お持ちの方) 負担区分等証明書 (お持ちの方) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票 勤務先の健康保険の資格喪失証明書 雇用保険受給資格者証 (前の住所地で発行された) 負担区分等証明書		④ 国民健康保険 ⑤ 後期高齢・年金・医療費助成 ④ 国民健康保険 ⑤ 後期高齢・年金・医療費助成 ⑤ 後期高齢・年金・医療費助成 ⑤ 後期高齢・年金・医療費助成	
高 齢 65 歳以上の方 前の住所地で要介護認定を受けていた方	介護保険の加入 介護保険資格取得届 (保険証は後日郵送) 要介護認定の相談	介護保険受給資格証明書		⑧ 高齢福祉・介護保険・地域包括支援センター	
障がい 障がいの手帳、自立支援医療、サービス受給者証をお持ちの方 重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	各種手帳の住所変更 重度心身障がい者の医療費助成の相談・申請	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援受給者証 ・福祉サービス受給者証 ・マイナ保険証又は資格確認証等 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・生計維持者のマイナンバーが分かるもの		⑦ 障がい福祉・福祉(生活支援) ⑤ 後期高齢・年金・医療費助成	
こども 小学生・中学生のお子さんがある方 0 歳～高校年代のお子さんがある方 (※18 歳になる年度の末日までのこども) 0 歳～高校年代のお子さんがある方 (※18 歳になる年度の末日までのこども) 0 歳～就学前のお子さんがある方 妊娠中の方 妊娠中(初産)の方と配偶者の方 放課後児童施設(東・中央小校区)の入所を希望する方 保育園に入園を希望する方 ひとり親家庭等に該当する方 特別児童扶養手当を受給していた方	転校手続き (転入学通知書の交付) 児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して 1 5 日以内 子ども医療費助成の相談・申請 乳幼児健診・予防接種等の相談 妊産婦健康診査受診票・新生児聴覚検査受診票の交付 ペア教室のご案内 放課後児童施設入所申請 保育園の入園相談 児童扶養手当の相談・申請 ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請 特別児童扶養手当の相談・申請	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と転入学通知書を学校へ提出 ・マイナンバーの確認できる書類 ・請求者の通帳 ・児童の属する世帯全員の住民票 (子どもと別居し市外に住んでいる場合) ・子どものマイナ保険証又は資格確認証等 ・生計維持者のマイナンバーが分かるもの ※お問い合わせください ・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票 ※お問い合わせください ・放課後児童施設入所申請書 ・雇用証明書など ※窓口でご相談ください ※窓口でご相談ください ・マイナ保険証又は資格確認証等(親・子) ・生計維持者のマイナンバーが分かるもの ・戸籍謄本(親) ※窓口でご相談ください		4 階 学務課 ③ 住所・戸籍 ⑤ 後期高齢・年金・医療費助成 健康推進課 (保健センター) 0126-62-1173 健康推進課 (保健センター) 0126-62-1173 4 階 生涯学習課 こども未来課 0126-62-3147 ⑤ 後期高齢・年金・医療費助成 こども未来課	

こども	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障がい者医療費助成の相談・申請	・マイナ保険証又は資格確認証等 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・生計維持者のマイナンバーが分かるもの	⑤後期高齢・年金・医療費助成
	乳幼児(3歳未満)のお子さんがある方	指定ごみ袋の支給	出生を証する書面 印鑑	⑩生活環境・交通・ごみ
税・料金	上下水道を使用する方	使用開始申込み	窓口またはインターネットで手続きできます	⑨水道・下水道
	市税・保険料の口座振替を希望する方	口座振替の申請	・預金通帳 ・通帳の届出印	⑥市税証明・税金
	原付バイク・小型特殊を所有している方	所有申告(軽自動車税)	※受付窓口でご相談ください	
	軽自動車(二輪を除く)を所有している方	※軽自動車検査協会でご相談ください		軽自動車検査協会 札幌主管事務所 050-3816-1763
	126cc以上の二輪(バイク)を所有している方	※運輸支局でご相談ください		北海道運輸局 札幌運輸支局 050-5540-2001
その他	し尿のくみ取りを希望する方	※業者へ直接くみ取りを依頼してください。	北海道コンポスト収集地域 (南美唄、東明の一部(1条2丁目・3丁目、 2条2丁目の一部)、 日東(栄町、住吉、富の郷) 美唄環境センター収集地区(上記以外の地域))	北海道コンポスト(株) 0126-63-3549 (株)美唄環境センター 0126-64-2305
	犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された鑑札 (紛失している場合は、狂犬病予防注射通知書 など、登録していることが確認できるもの)	⑩生活環境・交通・ごみ
	ごみの分別方法	窓口で配布しております『美唄市ごみ分別辞典』や市ホームページ、美唄市公式LINEでご確認ください。	美唄市公式LINE 	
	多量に出るごみを処分したい方	臨時収集の申し込み(事前申込制、有料)		
	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続き	※窓口でご相談ください	2階都市建築住宅課

美唄市役所

〒072-8660

美唄市西3条南1丁目1番1号

代表電話番号 0126-62-3131

開庁時間 あさ 8時45分 ~ 夕方 5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです)



令和8年2月改定

美唄市ホームページ <https://www.city.bibai.hokkaido.jp/>



美しくあれ。

手続きチェックシート 転入

美唄市に引越された方へ

忘れずにお持ちください

転入届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞

1点で
本人確認
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。